

インターネット上の海賊版対策に関する進め方について

平成 30 年 4 月 13 日
知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議

深刻化するインターネット上の海賊版サイトに関する問題について政府として対応するため、今後、段階的に、以下の対策を実施する。

(1) 短期的な緊急措置としてのサイトブロッキング

- 被害が甚大で特に悪質な海賊版サイトに関して、(3)の法制度整備が行われるまでの間の臨時的かつ緊急的対応としてインターネット・サービス・プロバイダ（ISP）事業者による自主的な取組としてのサイトブロッキング（以下「ブロッキング」という。）を実施し得る環境を整備するため、「知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議」において、i）特に悪質な海賊版サイトへのブロッキングが緊急避難（刑法第 37 条）の要件を満たす場合には、違法性が阻却されるものと考えられること、ii）ブロッキングの対象として適当と考えられる特に悪質な海賊版サイトに関する考え方について、政府としての決定を行う。

(2) 類似サイトが出ることを想定した運用体制の整備

- 「知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議」で決定した特に悪質な海賊版サイトに関する考え方を踏まえた形で、ブロッキングの対象として適当と考えられるサイト及びそれと同一とみなされるサイトの類型化及び ISP 事業者、コンテンツ事業者等関係者間での実効性ある運用体制（ブロッキング対象サイトの特定方法を含む）の整備に関して議論・決定する場を知的財産戦略本部の下に設置し、類型化及び運用体制の整備について早急に結論を得る。

(3) 法制度整備（※別紙参照）

- 海賊版サイトへのブロッキングについて、緊急の対応として(1)(2)の措置を講じつつ、並行してその法的根拠を明確にするため、通信の秘密、知る権利との関係を含む法的論点について検討を行い、関係者の理解を得つつ、次期通常国会を目指し、すみやかに法制度の整備に向けて検討を行う。
- リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応等について、早急に検討を進め、臨時国会又は次期通常国会を目指し法案を提出する。

(以上)

海賊版サイト対策関係法案として盛り込むべき事項

悪質な海賊版サイトに対する対応を実効性のあるものとするため、以下の項目を含む法案を検討することとする。

1. 海賊版サイトへのブロッキングに関する法制度整備

- 一定の要件の下でISP事業者に対してブロッキングの請求を行うことができる規定の整備等、海賊版サイトへのブロッキングが実効性のあるものとするための制度の整備。なお、法制度整備にあたっては、「2.」の措置を踏まえて、リーチサイトの取扱いについても併せて検討を行う。
[→ 対象とするサイト選定の基準、最適な手続手法（司法手続又は行政手続）等が主な論点。]

2. リーチサイト関係の法制度整備

- リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為について著作権法上「みなし侵害行為」等として法的措置が可能である事を明確にするための手当。
[→ 差止請求の対象として特に対応する必要性が高い行為類型の定義が主な論点。]

3. その他論点となり得るもの

- 静止画（書籍）のダウンロードの違法化 等